

本協会（小林光俊会長、略称・全専協）の理事会が2月23日、東京・千代田区九段北のアルカディア市ヶ谷で開かれました。

理事会の冒頭、小林会長があいさつの中で「4年前にスタートした職業実践専門課程は全国の学校数の32%、学科数で39.5%になり、専門学校のモデルとして実績が評価されている」と述べたあと、新大学について「新しい専門職大学の創設は我が国の職業教育が国際社会からも認められ、高い評価を得ることになる。設置基準は既存の大学にこだわらず柔軟性を持たせることが重要だ」と語り

ました。

来賓として山谷えり子参議院議員、赤池誠章参議院議員があいさつを述べました。山谷参議院議員は新大学の創設に向けた今後の予定を述べたあと、「専修学校における学び直しや地方創生の実績、文部科学大臣認定の職業実践専門課程等の高い評価を踏まえながら、設置基準の弾力化を図ることが必要だ。柔軟性のある高等教育機関をよい形で制度化して欲しい」とあいさつしました。

また赤池参議院議員は、給付型奨学金や授業料減免制度、専門職大学、高等専修学校の災害共済給



平成29年度の事業計画原案などを決めた本協会の理事会

平成29年度事業計画原案には①「専門職大学（仮称）」独自の設置基準等の策定の実現、制度創設後の広報・周知の充実②専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進という基本方針が盛り込まれています。

この基本方針に基づいて重点目標が原案に設けられました。まず基本方針の①については「専門職大学（仮称）」の設置基準等の議論において、従来の大学体系の固定観念にとらわれず、理論と実践の架橋により強化される実践的な職業教育の機能を十分に発揮でき、社会人の学び直しや国民の学習ニーズに確実に

対応する実効性のある制度にするよう、独自の設置基準等の策定を目指すとしています。また平成31年開学に向けた周知・広報を展開

このほか事業計画原案には、厚生労働省等に対して公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校との競合を回避

全専協独自の事業計画としては①留学生における専門学校と大学の格差是正を求め、留学生30万人計画の実現に資する②専門学校留学生の在留資格の範囲拡大に努

本協会理事会

専門学校留学生の就労方策の検討も

専門職大学は独自の設置基準でも柔軟に

付制度などに関する国政報告を行いました。

続いて文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室の白鳥綱重室長が平成29年度専修学校関係予算（案）、これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議、職業実践専門課程の実態等に関する調査などについて行政報告を行いました。

理事会では小林会長が議長を務めて、第1号議案・平成29年度事業計画原案、第2号議案・平成29年度取支予算原案を審議したあと、満場一致で提出議案が承認されました。これらの原案は6月に予定されている本協会の総会に上程されます。

針に基づいて重点目標が原案に設けられました。まず基本方針の①については「専門職大学（仮称）」の設置基準等の議論において、従来の大学体系の固定観念にとらわれず、理論と実践の架橋により強化される実践的な職業教育の機能を十分に発揮でき、社会人の学び直しや国民の学習ニーズに確実に

このほか事業計画原案には、厚生労働省等に対して公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校との競合を回避

全専協独自の事業計画としては①留学生における専門学校と大学の格差是正を求め、留学生30万人計画の実現に資する②専門学校留学生の在留資格の範囲拡大に努

し、会員校からの新大学への認可申請を促していくとしています。さらに専門学校と新大学が高等教育機関における職業教育体系構築の実現を牽引していくように積極的な運動を推進していきます。

基本方針の②については、立法府への働きかけや、行政府との連携の強化を打ち出した上で、専門学校教育への国民的理解・支援を得て、職業教育機関、生涯学習機関、社会人の学び直し等の支援機関としての機能強化や役割分担などの振興方策を着実に実現していくことになりました。また職業教育の先導的な認定制度「職業実践専門課程」の充実及び発展に向けた取り組みを強力に推進していくことも記されています。

承認された事業計画原案は、基本的に全専各連の原案を踏襲した形となっており、全専各連と歩調を合わせて新大学への対応や、専門学校の一層の質の向上及び質保証等に取り組んでいくことになりました。

承認された事業計画原案は、基本的に全専各連の原案を踏襲した形となっており、全専各連と歩調を合わせて新大学への対応や、専門学校の一層の質の向上及び質保証等に取り組んでいくことになりました。

平成29年度 専修学校関係予算(案)

専修学校教育の人材養成機能の向上	()は28年度予算額
○ 専修学校による地域産業中核の人材養成事業【新規】 柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能の充実・強化を図るため、社会人向けの教育プログラムや特色ある教育カリキュラムの開発、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築を進める。 ＜事業での取組＞ ・教育プログラム等の開発 ・産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発 ・産学連携体制の整備	16.8億円 (—)
○ 専修学校グローバル化対応推進支援事業【新規】 専修学校への留学に関する総合的・戦略的な留学生施策の推進を図るため、諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。	2.5億円 (—)
○ 国費外国人留学生制度	7.6億円 (7.6億円)
専修学校教育の質保証・向上	
○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 職業教育の充実及び専修学校教育の質保証・向上を図るため、専修学校における研修体制づくり等の推進や、高校や企業等への効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、職業実践専門課程認定校を中心とした第三者評価の検証等の取組を進める。	1.8億円 (1.8億円)
学びのセーフティネットの保障	
○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。	1.8億円 (3.0億円)
○ 私立学校施設整備費補助金 【補助対象】 ・教育装置や学内LAN装置の整備 ・学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備 ・太陽光発電導入工事、エコ改修工事	3.0億円 (3.0億円)
○ 私立大学等研究設備整備費等補助金 【補助対象】 ・情報処理関係設備の整備	2.2億円 (2.2億円)
合計	35.9億円 (35.2億円)
＜東日本大震災や熊本地震からの復興関係＞	
○ 被災児童生徒就学支援等事業 ※東日本大震災復興特別会計	62.0億円の内数
○ 被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)【新規】	5.6億円の内数

※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。
※ 平成28年度予算の合計欄には、平成29年度予算案の「専修学校による地域産業中核の人材養成事業」に統合する「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業(15.3億円)及び「専修学校版デュアル教育推進事業」(1.5億円)、並びに平成28年度限りの事業である「専修学校留学生就職アシスト事業」(0.5億円)等の予算額を含めている。
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

文部科学省後援

J検

「創る」「使う」「伝える」
情報検定

情報活用試験

＜平成29年度前期＞ペーパー方式
試験日 平成29年6月18日(日)
出願期間 手書願書—4月1日～5月15日(願書必着日)
電子願書—4月1日～5月22日(//)
実施級/受験料
1級……………4,500円
2級……………4,000円
3級……………3,000円

CBT

J検全試験科目でCBT方式を導入。
個人受験にも対応。詳しくはWebで。

情報システム試験

システムエンジニア認定
プログラマー認定
＜平成29年度前期＞ペーパー方式
試験日 平成29年9月10日(日)
出願期間 手書願書—6月1日～7月21日(願書必着日)
電子願書—6月1日～7月27日(//)
実施級/受験料
基本スキル……………3,500円
システムデザインスキル……………3,000円
プログラミングスキル……………3,000円

詳細はホームページをご覧ください

事務取扱先 (一財)職業教育・キャリア教育財団 検定試験センター 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
TEL.03-5275-6336

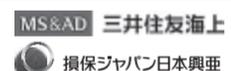
情報デザイン試験

CBTのみ
詳細はJ検HPを参照下さい。
実施級/受験料 初級……………4,000円
上級……………4,500円
※ペーパー方式は団体出願のみ実施となります。
※CBT方式は「併願受験」をサポートするプランも実施中です。(団体のみ対象)

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「情報検定(J検)」を応援しています。



東京海上日動



「学校教育法の一部を改正する法律(案)」を閣議決定

「専門職大学」平成31年春開学へ

政府は3月10日、専門職大学を創設する「学校教育法の一部を改正する法律(案)」を閣議決定しました。5月の連休明けにも開会中の通常国会に改正案が提出され、6月末にも立法化される見通しとなりました。

新大学の名称は「専門職大学」「専門職短期大学」として大学体系に位置づけられます。修了者は「学士」や「短期大学士」の学位が授与されます。

新大学の創設については、平成23年1月、中央教育審議会が「職業実践的な教育に特化した新たな枠組み」の構想について答申をまとめました。平成26年7月、教育再生実行会議が「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化を提言、平成28年5月、中央教育審議会が「新たな高等教育機関」の具体的な制度設計について提言していました。

このほか、これまで「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月、閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月、閣議決定)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」2015改訂版(平成27年12月、閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月、閣議決定)、安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月)などでも新大学の創設が明記され、首相の演説原稿に記されています。

新大学は産業界と連携したカリキュラム、演習や実習などが特徴となっているほか、社会人が学びやすいように実務経験者は能力に応じて修業年限が短縮可能になっています。また4年制は2〜3年の前期、1〜2年の後期に区分できる制度も導入しており、前期を終えて働いた社会人が後期に再び入学して学ぶこともできます。

新大学には主に専門学校からの転換のほか、既存の大学や短大からの参加も予想されています。高等教育機関に新たなタイプの大学が設置されるのは短大以来55年ぶりです。

第一 学校教育法の一部改正

一 専門職大学の制度化(第八十三条の二関係)

1 第八十三条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

二 専門職大学の課程の区分(第八十七条の二関係)

1 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分することができる。

2 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものとする。

3 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を実現するために行われるものとする。

三 専門職短期大学の制度化(第八十八条関係)

1 第八十八条第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

2 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

四 学位(第百四条関係)

1 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

五 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算(第八十八条の二関係)

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大

六 専門職大学等の認証評価(第九十条関係)

専門職大学等においては、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごと

第二 その他

一 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとする(附則第一条関係)

二 専門職大学等の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる(附則第二条関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

学校教育法の一部を改正する法律案の概要

【実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(「専門職大学」等)の制度化について】

趣旨・背景

○ 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

実践力 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

創造力 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材

【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材

【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材

⇒ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 法改正を経た上で、設置基準(省令)等により具体的な制度設計を予定【*印】

1 目的等

① 機関の目的

- 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。
- *実習等の強化(卒業単位の概ね3〜4割以上、長期の企業内実習等)
- *実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

② 学位の授与

- 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。
- *「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

① 産業界等との連携

- 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。
- *産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

② 認証評価における分野別評価等

- 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。
- *産業界等と連携した認証評価の体制整備
- *評価に基づく厳格な公的資金の配分

3 社会人が学びやすい仕組み

① 前期・後期の課程区分

- 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

② 修業年限の通算

- 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。
- *このほか、科目履修、長期履修等の柔軟な履修形態により、社会人が学びやすい環境を整備(短期の学修成果の積み上げによる学位取得等を促進)

施行期日 平成31年4月1日

の向上を図るものとする。

実践的な能力を修得した者が専門職大

状況について、政令で定める期間ごと

三 その他所要の改正を行うこと。

文部科学省

平成28年度は150校240学科を認定

関係する企業や産業界との連携を図り 時代に即応した「職業実践専門課程」

文部科学省は2月24日、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)に基づいて、平成28年度の「職業実践専門課程」の認定等を行い、2月28日付の官報で告示しました。

「職業実践専門課程」は企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等が身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を、各大学の申請、都道府県知事等の推薦に基づき、文部科学省において審査した上で、文部科学大臣が認定するもので、平成26年4月からスタートしました。

平成28年度は全国で150校240学科が認定されました。平成25〜27年度の認定を合計すると全国で902校2773学科となりました。これは全国の学校数の32.0%、学科数で39.5%に当たります。

また28年度の名称変更は65校96学科、取り消しが6校6学科ありました。取り消しは廃止または認定要件に該当しなくなったことによるものです。

平成25〜28年度の認定状況(学科)を分野別にみると①工業616学科(49.8%) ②商業実務519学科(42.2%) ③文化教養518学科(29.3%) ④医療497学科(27.0%) ⑤教育社会福祉248学科(39.4%) ⑥衛生260学科(30.0%) ⑦服飾・家政103学科(22.5%) ⑧農業12学科(9.4%)となっています。()内は分野の総学科数に対する認定学科状況です。

また学校数の認定状況を平成25〜28年度を合わせて都道府県別にみま

「職業実践専門課程」の都道府県別認定状況 (平成29年2月24日現在)

位置	平成25年度 認定状況		平成26年度 認定状況		平成27年度 認定状況		平成28年度 認定状況		合計	
	学校数	学科数	学校数	学科数	学校数	学科数	学校数	学科数	学校数	学科数
1 北海道	35	89	20	47	11	20	2	3	61	158
2 青森県	0	0	0	0	3	4	1	2	4	6
3 岩手県	4	22	3	5	2	2	1	3	9	31
4 宮城県	8	20	13	65	11	28	5	9	24	122
5 秋田県	0	0	1	4	1	1	0	0	1	5
6 山形県	2	6	1	2	1	1	2	2	4	10
7 福島県	6	23	2	4	6	19	1	2	8	48
8 茨城県	8	23	4	5	2	3	2	3	15	34
9 栃木県	1	3	6	11	7	11	2	5	13	30
10 群馬県	18	33	5	7	2	3	6	11	27	54
11 埼玉県	10	23	9	13	11	14	3	6	28	56
12 千葉県	13	22	6	6	9	11	3	5	24	43
13 東京都	61	240	50	115	36	83	18	28	122	466
14 神奈川県	26	53	9	15	15	26	5	6	45	100
15 新潟県	27	55	20	72	14	22	5	6	32	146
16 富山県	2	7	0	0	1	1	0	0	2	8
17 石川県	5	8	4	9	4	4	2	7	12	28
18 福井県	2	3	4	12	1	1	3	3	6	19
19 山梨県	0	0	1	1	2	3	0	0	3	4
20 長野県	5	8	8	12	7	13	4	6	16	38
21 岐阜県	1	1	3	7	2	2	0	0	6	10
22 静岡県	13	26	7	9	13	27	14	20	35	82
23 愛知県	25	109	14	40	12	22	10	15	47	186
24 三重県	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	15	36	6	13	5	9	5	5	23	62
27 大阪府	54	204	28	56	27	46	14	19	94	324
28 兵庫県	10	23	9	33	5	6	0	0	20	61
29 奈良県	0	0	1	5	1	1	1	1	2	7
30 和歌山県	0	0	2	3	1	3	1	3	3	9
31 鳥取県	0	0	1	1	0	0	1	3	2	4
32 島根県	5	10	2	2	1	1	2	2	7	15
33 岡山県	6	10	4	9	10	26	1	5	13	50
34 広島県	16	40	5	8	7	10	0	0	22	58
35 山口県	6	8	4	9	3	9	3	3	11	29
36 徳島県	4	13	1	1	1	1	0	0	5	15
37 香川県	10	31	1	1	0	0	1	1	10	33
38 愛媛県	9	31	3	6	1	2	2	2	12	41
39 高知県	4	18	0	0	1	2	2	4	7	24
40 福岡県	36	127	19	34	12	19	8	14	59	194
41 佐賀県	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
42 長崎県	1	1	2	9	2	3	1	1	6	14
43 熊本県	3	3	7	14	9	23	1	1	13	41
44 大分県	2	3	4	4	6	9	1	2	13	18
45 宮崎県	7	17	1	1	1	1	3	6	10	25
46 鹿児島県	1	1	0	0	2	5	4	14	6	20
47 沖縄県	11	23	4	6	3	3	10	12	18	43
合計	472	1,373	295	677	272	501	150	240	902 (32.0%)	2,773 (39.5%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,817校)、修業年限2年以上の全学科数(7,005学科)に占める割合。
なお、全学科数(8,133学科)に占める認定学科の割合は34%である。(専門学校数、学科数は平成28年学校基本統計による。)
※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

すと、①東京都122校(466学科) ②大阪府94校(324学科) ③北海道61校(158学科) ④福岡県59校(194学科) ⑤愛知県47校(186学科) などとなっている。認定校が1校もないのは滋賀県のみとなりました。

職業実践専門課程の具体的な認定の要件は①修業年限が2年以上であること ②専攻分野に関する企業団体等(以下企業等)との連携体制を確保し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること ③企業等と連携して実習、実技、実験又は演習の授業(以下実習・演習等)を行っていること ④全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること ⑤企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における

実務に関する研修を組織的に行うこと ⑥学校関係者評価を行い、その結果を公表していること ⑦などとなっています。特に企業等が参加する「教育課程編成委員会」や「学校関係者評価委員会」の設置などを求め、企業等との連携による職業教育で大学教育との連携を鮮明にしています。

「職業実践専門課程」の認定状況 (平成29年2月24日現在)

【学校数及び学科数】

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
合計	902 (32.0%)	2,773 (39.5%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,817校)、修業年限2年以上の全学科数(7,005学科)に占める割合(修業年限2年未満の学科のみを設置している専門学校数は不明のため全専門学校数に占める認定学科を有する学校数の割合を記載)。また、全学科数(8,133学科)に占める認定学科の割合は34%である。(専門学校数、学科数は平成28年学校基本統計による)

※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

※認定学科のうち公立は3校4学科(山梨県、静岡県)であり、他は私立である。

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	616 (49.8%)	12 (9.4%)	497 (27.0%)	260 (30.0%)	248 (39.4%)	519 (42.2%)	103 (22.5%)	518 (29.3%)	2,773 (39.5%)

※各分野の()内の数字は当該分野に属する全学科に占める割合。ただし、合計欄の()内の数字は、修業年限2年以上の全学科数(7,005学科)に占める割合。(平成28年度学校基本統計による)

総連議興振 学教法改正案の早期成立求める 設置基準は弾力性のある柔軟なものに

自由民主党専修学校等振興議員連盟(塩谷立会長)の総会が3月17日、東京・千代田区永田町の自民党本部で開かれました。

冒頭、あいさつに立った塩谷会長は、3月10日に専門職大学を創設する「学教法の一部を改正する法律(案)」が閣議決定されたことを受けて、「法案成立の見通しはついたが、専門職大学の一番の課題は設置基準にある。質の面で大学、短大の設置基準を踏まえることも必要だが、今までにない大学にふさわしい設置基準づくりに向けて、かなり弾力的に対応することが大事だ」と述べた上で、「議連としては法案成立時期に合わせ、しっかり意見をまとめて党に伝えていきたい」と語りました。

現に向け予算をしっかりと確保しつつ着実に進めていきたい。また新機関についても法改正が国会で速やかに成立するよう努力していきたい」と述べました。

このあと議事に入り、司会は、丹羽秀樹事務局長、赤池誠章事務局長が務めました。全専各連の小林光俊会長が専門職大学・専門職短期大学制度の創設ならびに専修学校の振興方策に関して議連に要望を行いました。

新大学の創設については、その確実な制度化を求めるとともに職業教育体系の構築による高等教育の複線化を推進すること、そして独自の設置基準等を制定することを主な要望事項として、特に設置基準については「社会人の学び直し機関として通学しやすい街中のロケーションなど、働きながら勉強できる大学にすることも重要だ。ぜひ設置基準の弾力化を実現してほしい」と訴えました。

また専修学校の振興方策については、平成28年度より開催されてきた「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の報告を踏まえ、自由度の高い専修学校の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上を推進するための施策を具体化するよう強く要望しました。

また専修学校教育における人材育成機能の向上、その質保証・向上、学びのセーフティネットの保証の観点から、社会人の学び直し促進やクローバル化に対応した留学生の受け入れ、教職員の資質向上、職業実践専門課程を中心としたより一層の質保証・向上の取り組みの推進などを挙げました。

書共済給付制度への高等専修学校の加入実現、厚生労働省の行う能力開発施策における専修学校の一層の活用促進を要望しました。

これを受けて文部科学省の浅田和伸大臣官房審議官(高等教育担当)と有松君子生涯学習政策局長、厚生労働省の伊藤正史職業能力開発局キャリア形成支援課長が行政報告を行いました。

専門職大学等の設置基準については浅田審議官が「新たな機関の特性を踏まえ関係各所と調整を図っていききたい」として、学校教育法の一部を改正する法律案の概要など資料に基づき説明しました。また有松局長は専修学校教育の振興策について、検討会議の報告案のポイントを説明しました。

厚生労働省は要望事項の「厚生労働省の行う能力開発施策における専修学校の一層の活用促進」の1つである、専門学校の短期プログラムを教育訓練給付講座の対象にすることについて回答しました。伊藤課長は「教育訓練の趣旨に専修学校の短期プログラムが相当するか、中長期的なキャリア形成の観点も踏まえて検討させてほしい」と述べました。

統一して質疑応答に移り、議連の議員から活発な質問や要望が出されました。最初に質問に立った大西英男議員は「給付型奨学金は経済的困窮度の高い専門学校の進学者ほど必要度が高い。積極的な制度による助成をお願いしたい」と要望したほか、介護福祉士や保育士などの人材不足を指摘し「総合的な支援ではなく、特に専門学校が人材を輩出する介護、保育等の分野に重点的に支援措置を講じるべきではないか」と訴えました。

また原田憲治議員は「専門職大学は社会人の学び直しが大きな特色であることから、ぜひとも校舎用地の緩和を実現してほしい」と求めました。これ

29年の予算の中で専門学校の取り組み支援の施策をさまざまに用意している」として概要を説明しました。

また山谷えり子議員は「専門職大学の創設によって既存のアカデミック教育と並ぶ、全く新しい高等教育が始まる。『魂』の部分である設置基準は弾力化にむけた特段の配慮が必要」として、中教審の答申など文科省の提示資料について「新機関の特性を踏まえつつ、という書き振りは心配。設置基準の決め方によっては数校しか新機関に移行できなくなる」と懸念を示すとともに「これまで営々と築いてきた専門学校教育のリーダーシップを新機関で発揮してもらおうにはある程度の数が必要。

最後に法案成立のスケジュールを確認する過程で、塩谷会長が「法案が成立し中教審で検討を始める段階で、いち早く設置基準を議連に提示してほしい。議連で合意して党の審議に反映させることが大切だ」と文部科学省に要望し、法案の早期成立と全専各連の要望実現に向けて努力することを約束しました。

専門学校の人材教育の魅力を失わせることがあってはならない」と独自の設置基準の策定を強く求めました。

これに対し浅田審議官は「我々としても成長分野の人材育成モデルになる専門職大学が幾つも生まれるのが望ましい」と期待している。職業教育の特性に配慮した設置基準にしたい」と繰り返し回答しました。

振興策の骨太方針について述べています。この中で、「人材養成」「質保証・向上」「学習環境」の3つを振興の柱に据えています。また横断的視点として、専修学校教育全体のレベルアップ・地位向上を応援する「特色化・魅力化支援」及び、より優れた専修学校の取り組みを応援する「高度化・改革支援」を挙げています。

次に「具体的施策」については、①「人材養成」②「質保証・向上」③「学習環境」の3点について述べています。

①「人材養成」については「特色化・魅力化支援」として地域の人づくり、「高度化・改革支援」として実践的な産学連携教育や社会人受け入れ及びクローバル化について具体的に記述しています。



専修学校等振興議員連盟の総会であいさつする塩谷立会長

また専修学校の振興方策については、平成28年度より開催されてきた「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の報告を踏まえ、自由度の高い専修学校の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上を推進するための施策を具体化するよう強く要望しました。

また専修学校教育における人材育成機能の向上、その質保証・向上、学びのセーフティネットの保証の観点から、社会人の学び直し促進やクローバル化に対応した留学生の受け入れ、教職員の資質向上、職業実践専門課程を中心としたより一層の質保証・向上の取り組みの推進などを挙げました。

さらに日本学生支援機構が行う給付型奨学金の充実や、日本スポーツ振興センターの行う災害

専修学校教育の振興のあり方検討会議

文部科学省/第10回検討会議で報告案まとめる 「人材養成」「質保証・向上」「学習環境」の3つを柱に



検討会議の報告(案)をまとめた第10回会議

文部科学省の「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」(座長 黒田壽二金沢工業大学学長・総長)の第10回会議が3月14日、同省の合同庁舎会議室で開かれました。

報告案は「はじめに」①. 基本的方向性②. 具体的施策の3本の柱で構成されています。まず「基本的方向性」については、専修学校制度の概要や専門学校及び高等専修学校の特徴について記した上で、専修学校教育

この最終報告(案)については委員から特段の異論はなく、報告案は了承されました。文言の修正については座長に一任となり、1年間に及ぶ専修学校教育の振興のあり方検討会議は幕を閉じました。

ビジネス能力検定 日検
Jobpass
文部科学省後援
ビジネス能力検定 ジョブパス
(http://bken.sgec.or.jp)

2015年10月から従来のペーパー方式(全国一斉)に加えて新たに2級、3級にもCBT方式を導入しました。(1級はCBT方式のみ)(検定試験の最新情報は、B検ホームページにてご確認ください)

●2級・3級
■前期試験/平成29年7月2日(日)
■出願期間/4月1日(土)~5月19日(金)
■実施級・受験料/2級(4,200円)、3級(3,000円)

【想定試験者と評価内容】
<2級>就職活動のスタートを間近に促した学生、専門学校生等から社会人1、2年目程度。●3級の知識を前提とし、企業の役割や責任と権限などを理解するとともに、効率的な業務の進め方、問題解決のための基本的なコミュニケーション、情報活用の技法を評価する。<3級>就職活動を視野に促した、高校3年生、大学・専門学校等●入学者自らの職業観や勤労観といった概念の形成を前提にビジネス常識および、基礎的なコミュニケーション、情報の利活用など、将来、職業人として適応するために身につけておくべき知識を評価する。

●1級(CBT方式)
■前期試験/平成29年9月9日(土)~9月17日(日)
(上記期間内から選択可。ただし会場設置状況による。詳細はホームページをご覧ください)
■出願期間/団体受験:7月3日(月)~試験日の2週間前まで
個人受験:7月3日(月)~試験日の3週間前まで
■実施級・受験料/1級(8,500円)

【想定試験者と評価内容】
就職活動を展開中の大学生・専門学校生から入社1年目から3年目程度の社会人●2級の知識、技法を前提とし、問題解決を円滑に推進するために必要となる論理的な思考、情報発信と表現技法、および基礎的なマネジメント技法を実践的に評価する。

事務取扱先
(一財)職業教育・キャリア教育財団 検定試験センター
TEL.03-5275-6336
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
B検ホームページ http://bken.sgec.or.jp/